

横須賀市都市計画提案制度の手続きフロー

都市計画提案の事前相談申出

提案予定者への資料・情報・技術等の提供、専門家派遣等の協力



都市計画決定等の提案

提案できるもの

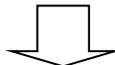
- ・土地所有者等
- ・特定非営利活動法人
- ・民法による公益法人
- ・市民公益活動団体
- ・地区景観協議会
- ・地区土地利用協定協議会 等

提案できる区域の規模

- ・高度利用地区、特定街区、地区計画等 0.2ha以上
- ・生産緑地地区 0.1ha以上
- ・その他の都市計画 0.5ha以上

提案書に添付する図書等

- ・都市計画の素案
- ・土地所有者等の同意書
- ・総括図、計画図、公図写しなど
- ・土地所有権等を記載した書類
- ・事業計画書 等



提案内容の評価

- ・法第13条（都市計画基準）等の適合性
- ・土地利用基本条例、本市土地利用方針等の適合性
- ・土地所有者等への十分な説明
- ・同意率2/3以上（土地所有者等と土地の双方）
- ・周辺環境等への影響に配慮

都市計画決定等の必要性の総合的評価

大規模土地利用行為連絡調整会議に付議

※案件によりその他必要な手続きや調整

都市計画決定等手続きを進める

都市計画1次案の作成

公聴会・説明会の開催

都市計画2次案の作成

準パブリックコメント手続き
又は
高度利用地区等案の条例縦覧

都市計画案の作成・確定

都市計画案の法定縦覧

市都市計画審議会に付議

都市計画の決定又は変更
都市計画の告示
決定等図書の縦覧

都市計画決定等の必要性なし

市都市計画審議会の意見

都市計画決定等しない

提案者に通知

《 都市計画決定手続きの標準フロー 》

